

令和6年4月1日より遊漁船業の 申請窓口が変わります！

- 令和6年4月1日より
遊漁船の係留場所を管轄する地方振興事務所（気仙沼・東部・仙台）
が遊漁船業の申請窓口となります。

令和6年3月31日まで

令和6年 **4** 月 **1** 日から

申請窓口

水産業振興課漁業調整班

住所：〒980-8570
仙台市青葉区本町
三丁目8-1
☎：022-211-2932

係留場所	申請窓口
気仙沼市・南三陸町	宮城県気仙沼地方振興事務所 水産漁港部漁業調整班 住所：〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6 宮城県気仙沼合同庁舎 2 階 ☎：0226-22-6851
石巻市・女川町	宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部漁業調整班 住所：〒986-0850 石巻市あゆみ野五丁目7番地 宮城県石巻合同庁舎 4 階 ☎：0225-95-1473
東松島市・松島町・ 利府町・塩釜市・ 七ヶ浜町・多賀城市・ 仙台市・名取市・ 岩沼市・亘理町・山元町	宮城県仙台地方振興事務所 水産漁港部漁業調整班 住所：〒985-0001 塩釜市新浜町一丁目 9-1 ☎：022-366-1231

Q 申請方法も変わりますか？

これまでと同様、郵便または窓口への持ち込みが可能です。

Q 係留場所が県外の場合はどこに申請したらよいですか？

営業所のある市町村を管轄する地方振興事務所に申請してください。

宮城県 遊漁船業 🔍



お問い合わせ先

宮城県水産業振興課漁業調整班 ☎ 022-211-2932